

総会

配布：一般

2014年12月18日

第69会期

議事日程議題 75

2014年12月10日総会により採択された決議

[第六委員会の報告書に基づく (A/69/495)]

69/114. 任務中の国際連合職員および専門家の刑事責任

総会は、

事務総長が、国際連合平和維持活動における性的搾取および虐待の問題に関する包括的報告書¹を国際連合加盟国のメンバーシップに利用可能とするという平和維持活動に関する特別委員会の勧告をその中で総会が是認した、2005年3月29日の総会決議 59/281 を想起し、

事務総長が、2005年3月24日に、国際連合平和維持要員による性的搾取および虐待に関する事務総長顧問の報告書²を、総会議長に伝えたこともまた想起し、

国際連合憲章の最初の意図が達成されることができ、すなわち、任務中の国際連合職員および専門家が、適法手続なしに、自らの勤務地で犯した犯罪行為の結果から、事実上免責されないばかりか、不当に罰せられることもないこと³を確保できるように進めるための最善の方法についての助言を提供するために設立された法的専門家の集団である特別委員会の勧告をその中で総会が是認した、2005年6月22日の総会決議 59/300 を更に想起し、

¹ 総会公式記録、第59会期、補遺 No.19 (A/59/19/Rev.1)、第一部、第三章、D節、第56項。

² A/59/710 を見よ。

³ 総会公式記録、第59会期、補遺 No.19 (A/59/19/Rev.1)、第二部、第二章、N節、第40項(a)。

憲章の目的および原則の実現に向けた任務中の国際連合職員および専門家の貴重な貢献を認識し、

国際法の原則および規則に対する尊重を促進しまた確実にする必要性を再確認し、

本決議は、国際法の下での任務中の国際連合職員および専門家の特権および免除並びに国際連合を害することがないことをまた再確認し、

受入国の国内法を尊重する任務中の国際連合職員および専門家の義務、並びに国際法の関連規則および国際連合の任務の活動を管理する協定に従って、適用可能な場合には、その刑事管轄権を行使する受入国の権利を更に再確認し、

犯罪行為の報告書、およびそのような行為が、調査されずまた、必要に応じて、起訴されない場合、任務中の国際連合職員および専門家が刑事責任の免除を得て活動しているという否定的な印象を創り出すであろうという意識、を深く懸念し、

任務中の全ての国際連合職員および専門家は、国際連合のイメージ、信用性、不偏性および誠実さを保存するやり方で機能することを確実にする必要性を再確認し、

そのような人により犯された犯罪は、受け入れ難くまた、とりわけ、国際連合と受入国の地方住民との間の関係に関して、国際連合の職務権限の遂行に関する有害な影響を有していることを強調し、

犯罪行為の被害者の権利を保護すること、並びに証人に対する適切な保護を確保することの重要性を意識して、そして国際連合職員および関連要員による性的搾取や虐待の犠牲者に対する援助や支援に関する国際連合包括的戦略に関する 2007 年 12 月 21 日の総会決議 62/214 の採択を想起し、

任務中の国際連合職員および専門家の刑事責任を確保するための国際的な協力を強める必要性を強調し、

それにより任務中の国際連合職員および専門家の刑事責任に関するアド・ホック委員会を設立した、2006 年 12 月 4 日の総会決議 61/29 を想起し、

総会決議 59/300 に従って事務総長により設立された法的専門家グループの報告書⁴およびアド・ホック委員会の報告書⁵、並びに事務局によるノート⁶および任務中の国際連合職員および専門家の刑事責任に関する事務総長報告書⁷を総会の前の会期で審議しており、

2007年12月6日の62/63、2008年12月11日の63/119、2009年12月16日の64/110、2010年12月6日の65/20、2011年12月9日の66/93、2012年12月14日の67/88 および2013年12月16日の68/105の総会諸決議を想起し、

総会諸決議 62/63 および 63/119 を念頭に置きつつ、加盟国の見解および事務局によるノートに含まれた情報を考慮する、法的専門家グループの報告書、とりわけその法的側面の審議は、第六委員会の作業部会の枠組の中で総会の第70会期の期間中続けられるものとするという総会の決定もまた想起し、

正義のために任務中の国際連合職員および専門家の刑事責任を確保するために強いまた効果的な措置を緊急に講じる国際連合および国連加盟国の継続している必要性を確信し、

1. 事務総長報告書⁸に留意する。

2. 国家に対し、任務中の国際連合職員および専門家による犯罪を、国際法の下でのそのような人や国際連合の特権および免除を害することなく、そして適法手続を含む、国際人権基準に従って、罰しないでおかないことまたそのような犯罪の実行者が訴追されることを確実にするあらゆる適切な措置を講じることを強く促す。

3. 全ての国家に対し、まだそうしていなかった範囲まで、少なくとも管轄権を確立した国家の法において定義されている行為が、受入国の法の下での犯罪をまた構成している場合、任務中の国際連合職員および専門家として勤務している間に自国民により犯された、特に重大な性質の犯罪、自国の既存の

⁴ A/60/980.

⁵ 総会公式記録、第62会期、補遺 No.54 (A/62/54) ; および前掲書、第63会期、補遺 No.54 (A/63/54)

⁶ A/62/329.

⁷ A/63/260 and Add.1、A/64/183 and Add.1、A/65/185、A/66/174 and Add.1、A/67/213 and A/68/173.

⁸ A/69/210.

国内刑事法において知られている、犯罪についての管轄権を確立することを考慮することを強く促し、そして、更に、国家および適切な国際機構に対し、技術的支援や他の適切な支援を要請している国家に対し、そのような法的措置を策定することにおいてそのような支援を提供することを促す。

4. 全ての国家に対し、情報交換においてまた調査の実施そして、適切な場合には、適法手続の権利を十分に尊重しつつ、自らの国内法および適用可能な国際連合規定や規則に従って、重大な性質の犯罪を行ったと申し立てられている任務中の国際連合職員および専門家の起訴を促進することにおいて、互いにまた国際連合と協力すること、並びにそのような犯罪を調査しそして起訴する国家当局の能力を強化することを考慮することを奨励する。

5. 全ての国家に対し、以下のこともまた奨励する。

(a) 自国の国内法または何らかの条約若しくは国家間に存在する可能性のある引渡しや法的な相互援助に関する他の取極に従って、任意で証拠を得ることにおける援助を含む、国際連合職員および専門家により犯された重大な性質の犯罪に関して、犯罪捜査または刑事若しくは引渡し手続に関連して互いに援助を与えること。

(b) 自国の国内法に従って、適法手続の考慮を念頭に置きつつ、任務中の国際連合職員および専門家により犯された重大な性質の犯罪の起訴について、自国領域で始められた刑事手続のために、国際連合から得られた情報および資料の可能な使用を促進する方法や手段を探ること。

(c) 自国の国内法に従って、適法手続に関するものを含む、犯罪者と申し立てられた者の権利を害することなしに、任務中の国際連合職員および専門家により犯されたと主張された重大な性質の犯罪の犠牲者、証人およびそれとの関係で情報を提供する者に対して効果的な保護を提供しそして被害者支援計画への被害者のアクセスを容易にすること。

(d) 自国の国内法に従って、任務中の国際連合職員および専門家により犯されたと主張された重大な性質の犯罪に関して効果的な捜査を実行する能力を高めるために支援および援助を求める受入国の要請に適切に対応する方法と手段を探ること。

6. 事務局に対し、派遣団の専門家として勤務する要員を求める加盟国への要請が、その資格で勤務する要員が、その行為および態度において高い基準を満たすべきであるという期待を国家に意識させまたある行為が、そのために責任を問われる可能性のある犯罪に相当する可能性があることに気づくことを確実にし続けることを要請する。

7. 事務総長に対し、任務中の国際連合職員および専門家のための展開前および展開中の導入訓練を通したものを含む、国際連合の行為基準に関する既存の訓練を強化するため、彼の権限内にある他の現実的な措置を取り続けることを促す。

8. 総会決議 62/63 と 63/119 を念頭に置きつつ、法的専門家グループの報告書⁴の、加盟国の見解を考慮しつつそして事務局による情報にもまた留意しつつ、その法的側面の審議が、第六委員会の作業部会の枠組の中で総会の第 70 会期期間中に続けられるものとするという総会決定をくり返し表明し、そして、この目的のために、将来の行動の問題に関するものを含む、同報告書に関する加盟国からの更なるコメントを招請する。

9. 事務総長に対し、任務中の国際連合職員または専門家により犯罪が犯された可能性があることを暴露している信頼に足る申し立てに、自国民に対してそのような申し立てがなされた国家の注目を集めさせ、そして重大な性質の犯罪を捜査しそして、適切な場合には、起訴するその取組の状態の徴候並びに国家がそのような捜査および起訴の目的のために事務局から受領することを望む適切な援助の種類を、それらの国家に要請することを要請する。

10. 国家に対し、上記第 9 項に従って、事務総長により自国の注目が集められた信頼に足る申し立ての取扱に関する情報を適切な時に事務総長に提供することを促す。

11. 国際連合に対し、申し立てへの国連の捜査が、重大な性質の犯罪が任務中の国際連合職員または専門家により犯されたかもしれないことを示唆する場合、適法手続の考慮を念頭に置きつつ、国家により始められた刑事手続の目的のために、情報および資料の可能な使用を促進するであろう何らかの適切な措置を審議することを要請する。

12. 国際連合に対し、任務中の国際連合職員または専門家に対する申し立てが、根拠がないと国際連合行政捜査により決定された場合、任務中の当該職員および専門家の信用と評判を回復するため、国連のために、適切な措置を講じることを奨励する。

13. 国際連合に対し、国際法の関連規則および国際連合の活動を管理する協定の枠組の中で、国家

により開始された刑事手続の目的のために情報および資料を当該国家に提供するため、管轄権を行使している国家との協力を続けることを促す。

14. 国連の適用可能な規則に従って、国際連合は、任務中の国際連合職員および専門家により犯された重大な性質の犯罪に関する申し立てを報告する任務中の国際連合職員および専門家に対して仕返しや脅す行為を取るべきでないことを強調する。

15. 総会諸決議 62/63、63/119、64/110、65/20、66/93、67/88 および 68/105 に対応して政府により提供された情報に感謝しつつ留意し、そして政府に対し、任務中の国際連合職員および専門家として勤務している間に自国民により犯された犯罪、特に、自国の既存の国内刑法において知られている、重大な性質の犯罪に対する管轄権の確立並びに国家間の協力を扱っているその条項を含む、それらの諸決議の実施のために必要な措置を講じ続けること、またなおそのうえ具体的な詳細を、事務総長に対して提供される情報において、とりわけ本決議の第 3 項の観点で、提供することを促す。

16. とりわけ上記第 3、5、8 および 9 項の観点で本決議の実施、並びにその実施における現実的な問題について、政府および事務局から得た情報に基づいて、総会の第 70 会期で総会に報告するという事務総長に対する総会の要請をくり返し表明する。

17. 事務総長に対し、信頼できる申し立ての数と種類および起訴を求めた適切な当局への付託やそのための手続を含む、国際連合によりとられたあらゆる行動そして報告された事件の完全性を確保するために取られた取組に関する情報を含む、任務中の国際連合職員および専門家により犯された重大な性質の犯罪に関した国連加盟国についての情報を彼の報告書に含めることを要請する。

18. 「任務中の国際連合職員および専門家の刑事責任」と題された議題を総会の第 70 会期の暫定議事日程に含めることを決定する。

第 68 回本会議

2014 年 12 月 10 日